住民のための市政を！！

ごうつ民報

日本共産党江津市委員会
電話　５２－２６３３
ＦＡＸ　５２－７２４４
ＮＯ．２４５４
２０２１年６月２０日

市長の専決処分 取り組みの具体的説明できず

江津市議会６月定例会には、３月定例会閉会後に市長が市議会の議決を経ず予算執行した専決処分について、事後承諾を得る承認議案も提案されており、９日の本会議で質疑・討論・採決が行われました。

サテライトオフィス整備に６０５万円

専決処分としては、地方税法改定に従った条例改定、年度末での調整を行う補正予算、緊急対応としての補正予算など６件が審議されました。このうち、４月19日付で市長が専決処分した「サテライトオフィス等整備推進事業」の補正予算（補正額６０５万円のほか５３６万円の財源振替）に、日本共産党江津市議団が質疑を行いました。

江津市のセールスポイントを説明できず

サテライトオフィス等整備推進事業は、市外からの企業・事業所の誘致を狙い、地場産センターなどを改修して貸しオフィスを設けるものですが、予算には誘致促進プロモーション活動業務委託料５３６万円も含まれます。

本会議での質疑で党市議団の多田伸治市議は、全国の自治体が同様の事業を展開しており、誘致には江津市ならではの特色・セールスポイントが不可欠と指摘し、プロモーションへの具体的説明を求めました。

これに対する答弁は「江津市の良いところをＰＲ」「誘致戦略をブラッシュアップ」と抽象的なものでした。

いま必要なのは地元企業・事業者の支援

この専決処分への討論で、多田市議は「特色・セールスポイントを具体的に示せないでは、有効な事業とはならない」と批判。また、６月定例会へ江津民主商工会から、新型コロナウイルス対策の経済的支援を求める陳情が提出されていることを挙げ、市のこれまでのコロナ対策が不十分であることを示すものとし、「企業誘致をすべきではないとは言わないが、いま緊急に税金を投入すべきは、石に噛り付いてでも難局を乗り越えようとしている地元の企業・事業者であり、不明瞭で不確かな流行りモノの事業ではなく、地に足のついた取り組み」と指摘し、専決処分に反対しました。

この専決処分への賛成討論はありませんでしたが、党市議団以外の全員の賛成で承認されました。

◇◆◇◆◇◆◇

なお、６月定例会へ市長が提案した補正予算案には、地場産センターなどの改修費用を含むサテライトオフィス関連の事業費６４５７万円が計上されています。

事業により改修予定の地場産センター

２０２１江の川祭 コロナ禍の影響で２年連続中止

６月11日、江の川祭実行委員会が「２０２１江の川祭　花火大会」の中止を決定しました。

江津市最大のイベントが中止に

江津市では、毎年８月16日は「江の川祭」「花火大会」と定着しており、中国地方最大の河川・江の川の河口を中心に繰り広げられる夏のイベントとして、市民をはじめ数万人の人出が見込まれる江津市最大のイベントです。例年、石見神楽の大蛇（おろち）を模ったボートを使った『おろちボートレース』は県内外からの多くの参加者があり、『江津市音頭パレード』では、江津駅前を市内事業所や学校・地域の団体、最近では市内在住の外国の方が踊りの列に加わって、大変盛り上がるとともに、多くの人に親しまれてきました。

しかし、昨年より世界で猛威をふるい続けている新型コロナウイルス感染拡大の収束が見通せない中で、「安全・安心な祭」の開催を模索していた江の川祭実行員会が、２年連続となる中止を決定しました。

実行委員会での協議では、全国的な第４波と緊急事態宣言、島根県内でも感染者が急増し、江津市内でも感染者が確認されるに至って、万全な感染症対策を講じるのが難しく、観覧する市民の安全・安心が確保できないとの判断がありました。

祭の中止で経済的・精神的な影響も

江の川祭の中止は、コロナ禍に苦しむ市内経済へ、さらなる打撃を与えます。売上が減少している飲食店や酒店では、江の川祭は売上を確保する機会であり、それがなくなれば経営の見通しはさらに厳しくなります。

また、本来であれば帰省で家族が顔をあわせる機会でもありますが、コロナ禍によりすでに１年半以上、直接対面の機会が失われている場合もあり、精神的な影響も心配されます。

行政には、経営に対しては損失の補償、市民には対しては経済的・精神的なケアが求められます。

将来的な開催方法の模索

コロナ禍が終息したとしても、今後もパンデミックが次々と発生する可能性を専門家が指摘しています。今回の中止はやむをえませんが、将来的に同様の事態となった場合、オンラインを活用したイベント開催など、検討すべきかもしれません。

悩み・困りごと
ご相談ください

森川よしひで
０９０－７３７９－１５５４

多田伸治
０９０－６０１４－２２５９

江の川大洪水から半世紀
河川管理の課題は今に残る

1972年（昭和47年）7月9日から12日の総雨量575㎜の大雨で、江の川が大洪水を引き起こしました。当時の記録と今に残る課題とあわせて、体験を記します。

豪雨災害のあらまし
降雨量575・8㎜

大雨が降り続き前年同様に災害発生の恐れがあると、江津市は7月11日に災害対策本部を設置しました。その後も雨は降りやまず、中小河川が氾濫し住宅被害が続出する中、江の川が大洪水となり「避難命令」が発令。午後3時には災害救助法が適用されました。

12日朝、一時的に水位が下がっていましたが、上流の大雨により中国電力浜原ダムが、午前6時に過去最大の毎秒9460tを放水。そのため江津市では朝9時ごろから急速に水位が上がり、正午に江の川河口で5・3m（平常水位は0・3m）に達し被害が拡大しました。

『広報ごうつ（昭和47年7月豪雨特集号）』によると、被害総額は32億8000万円に達し、当時の江津市の一般会計予算17億4200万円の2年分に相当する甚大なものとなりました。

当時の建設省は、この水害に基づいて「江の川治水基本計画」を作成。計画は広島側に大型ダム3基（土師・灰塚・下金田）を建設し、島根側にも支流ダムを設け、最大流量を1万700tに抑え、江の川河口部で洪水量3500tをカットし、河川堤防も整備して100年確率で発生する洪水に備えるものでした。

しかし、半世紀が過ぎて大型ダム2基は完成したものの堤防建設は進まず、今なお水害に襲われ「水害は忘れぬうちにやってくる」状態となっています。

私の洪水体験
交通寸断・連絡不能

この水害を体験した一人として当日の経験を書き記しておきます。

当時、私は江津市農協に勤めていました。11日早朝に呼び出しがあり、松川支所（松川町市村）の荷物搬出へ行くよう指示を受け、職員15人で向かいました。12時までに作業を終えて出発する予定でしたが、30分遅れとなり、その間に国道261号が松川町八神で浸水して通行不能に。迂回路の市道・県道も不通のため、引き返して農協倉庫で待機しましたが、大雨が続いたため市村地区の住民が倉庫前の松川公民館へ続々と避難してきました。午後4時30分には電話・有線放送とも断線。外部連絡が取れず、その日は倉庫で寝ることになりました。

外を見ると川の中心部が山のように盛り上がり、徐々に浸水区域が広がります。川平駅まで行ったところ、駅舎が浸水し周辺は危険な状態でした。引き返して倉庫へ帰ると、地元の人から「堤防が切れるとここは危ない」と警告があり、トラック2台に分乗して安全な場所へ移動。雨で気温が下がり寒いためビニールフィルムをかぶって仮眠。12日朝には食料を買いに行くも品切れでなにもなく、避難者の炊き出しのため倉庫にあった米60kgを提供しました。

その後、嘉久志の農協本所へ歩いて帰ることに。上津井川を川舟で少し上流まで送ってもらい、当時あった赤水旅館へ昼前に到着。朝食と昼食を兼ねてカレーライスを食べた後、そこから都治町へ出る近道を教えてもらい、地元の人の先導で5km歩いて山越え。都治川橋の流出を心配しましたが、橋を確認した時は帰れる実感がわきました。

都治の農協支所に到着し、本所へ「全員無事」と連絡。迎えの車を出すよう依頼しましたが、国道9号も寸断とのことで、再び歩くことに。渡津で迎えに来たトラックに拾ってもらい、嘉久志の本所へ帰り着いたのは12日の夕方のことでした。

文責・佐々木忠且

年金裁判は不当判決

6月14日、松江地方裁判所で「未払い年金請求事件」の判決が出されました。

この裁判は2000年から2002年の小渕・森・小泉政権時代に端を発したものです。当時、景気が悪化し物価も1・7%下がりましたが、景気対策として年金は下げないことが国会の全会一致で決まりました。

ただ、「下がるはずだった年金1・7%は、物価が上がった時に年金を上げないことで対応する」という条件が付きました。ところが不景気が続き物価は上がらず、年金と物価の乖離が2・5%まで広がりました。そのため、野田政権となった2012年に、民主党・自民党・公明党の3党合意による「税と社会保障の一体改革」のもとで法改定がされ、年金が2013年に1%、2014年に1%、2015年に0・5%引き下げられました。さらにマクロ経済スライドという仕掛けで、今後30年かけて年金を2／3に減らそうとしています。これを不服として、年金者組合が全国で訴訟を展開し、島根では私を含め21人が原告となりました。

判決の主文は「原告らの請求をいずれも棄却する」というものでした。裁判長が読み上げた文書は短く、時間にしてわずか1分足らず。傍聴した原告14人や組合の仲間は、あまりに短かったので唖然としましたが、時間が経つにつれて参加者から「棄却の理由が全然わからない」と不満の声が上がりました。

民事裁判の判決は主文のみ朗読されるとあとで知りましたが、4人の弁護士も「要約したにしても、もう少し話してほしかった」と語っていました。

判決文はA4で52ページでした。私たちは全体の文章をまだ見ていませんが、弁護士から「『立法府・行政府には幅広い裁量権がある。国が決めたことに余程目に余ることがなければ司法は介入しない』という、これまでの最高裁判決の立場で下されたもの」と説明を受け、原告団は全員で上告することを決めました。

安心して暮らせる年金制度の確立は全ての国民の願いです。その実現のために力を合わせましょう。

年金者組合　河野哲雄

お悔やみ申しあげます
（敬称略）

11日	市之瀬カズ子	（78）	有福温泉町
11日	盆子原睦美	（61）	都野津町
11日	田中貴美子	（65）	嘉久志町
14日	山藤忠夫	（85）	渡津町
14日	本藤里惠	（83）	二宮町